

第26回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時 令和2年7月10日（金）

15時15分～

会 場 庁議室兼防災対策室

1 新型コロナウイルス感染症に伴う本市の対応について

2 その他

移行期間(ステップ③～)における福島市の対応(案)

令和2年7月10日

福島市

1. 基本的な対応方針

- ① 新しい生活様式の定着を図りながら、今後も気を緩めることなく、感染拡大の防止に取り組む
- ② 地域経済活動の回復に向けて段階的に活動を拡大する
- ③ 地域の総力を結集して乗り越える

2. 「新しい生活様式」の定着等に向けた協力要請等

県の協力要請を市民に周知する。

i 日々の暮らしの感染防止対策

ii 職場における感染防止対策

iii 移動に関する感染防止対策

・発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動や外出を控えること。

・県外との往来は、移動先(地域)の感染状況を確認し、3密となるような場所や感染防止対策が徹底されていない施設等は出来るだけ避け、マスクの着用などの感染防止対策を徹底するなど慎重に行動すること。

・熱中症を防ぐために屋外で人との距離が2m以上離れている場合は、マスクをはずし、水分補給を行うこと。

・継続して感染者が発生しているなど相対的に感染リスクの高い地域に移動する場合や、そうした地域から家族が帰省する場合等には、接触確認アプリの活用や移動後2週間の行動歴を記録するなど、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

～「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P2 参照

iv 感染拡大の兆候や施設、催物等におけるクラスターの発生があった場合、県と連携し、市民、施設管理者及びイベント等の主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

～「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P3 参照

3. イベント等の取扱い

- ① イベントの主催者等は、あらかじめ感染症が発生した場合の参加者への対応を検討するなど(参加者の名簿作成や接触確認アプリの活用など)、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

- ②入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。
- ③全国的な移動を伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者またはイベントの主催者は、開催要件等について県に事前相談すること。

【7月10日～7月31日まで】

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下
 - ・屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数とすること。
 - ・屋外にあっては人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)
 - ・収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内という基準を用いることとする。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保という基準を用いることとする。
 - ・密閉された空間での大声の発声、歌唱、近接した距離での会話を伴うイベントへの慎重な対応
- ④ 市主催のイベントについても、①～③の内容に沿って対応する。
 - ⑤ 人数の管理が困難な行事については、地域で行われる盆踊り等、広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策を講ずること。
祭り、花火大会等、広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討すること。
～ 「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P3、13～17参照

4. 緊急支援策の円滑な実施等

これまで5次にわたり講じてきた緊急支援策の円滑な実施を図るとともに、感染動向、国・県等の施策の動向も踏まえながら、先を睨んだ対応に努める

- ① 第2波・第3波に備えた医療体制の整備 ～ 発熱外来や医療資材の整備 など
- ② 市民生活への支援
 - ・ふくしま市民生活エールクーポンの引換促進と商戦の盛り上げ
 - ・ひとり親世帯への臨時特別給付金の早期支給

- ・妊婦へのPCR検査の無料提供
- ・集会への会場費補助、ホール使用料減免による市民活動の促進 など

③ 地域経済の回復

- ・中心市街地へのテナント進出支援
- ・国・県の施策と連動したふくしまに「こらんしょ」キャンペーンの実施
 - * 全国的な感染動向に留意
- ・家賃補助給付金等、国・県の支援制度の活用促進 など

④ ウィズコロナ、アフターコロナを見据えたICT化の推進

- ・新しい生活様式に対応したビジネスモデル支援事業等によるICT化の推進
- ・保育施設・幼稚園へのICT化
- ・市役所PTによる市関連手続、市業務のICT化 など